

(庶ろ-15-B)

令和2年5月26日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたので、お知らせします。

今後、外出自粛等の要請は全国において緩和されていくことが見込まれますが、政府の基本的対処方針においては、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで一定の移行期間を設けるとされ、都道府県をまたぐ移動は5月末までは避けるよう促すこととされるとともに、概ね3週間程度は緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動には慎重な対応が求められていますので、実施する裁判手続を検討するに当たっては、このような点や地域の状況にも留意し、段階的に業務を再開するよう事務処理態勢を検討してください。

また、外出自粛等の要請の緩和は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等が前提とされています。今後の業務の再開に当たっては、裁判所に来庁する当事者等の感染への不安や心配に対し十分な配慮をすることが必要であり、期日の実施方法も含め、緊急事態宣言が解除されたからといって感染拡大前の方式に戻すのではなく、「三つの密」を避けることを徹底し、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的感染対策や、業務の内容に応じた様々な感染防止策を確実に講じて業務を行うようにしてください。

職場への出勤等に関しても、引き続き、在宅勤務等の人の接触を低減する取組が

求められています。各庁においては、感染の再拡大に備えるという観点から、業務の効率にも留意して、在宅勤務等の取組を継続するようにしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。